

【問い合わせ先】

舞鶴海上保安部

次長 川野康治(かわの やすはる)

電話 (0773) 76-4120

宮津海上保安署

次長 岩井英和(いわい ひでかず)

電話 (0772) 22-0118



平成28年12月22日

舞鶴海上保安部

宮津海上保安署

平成 28 年京都府内における密漁取締り結果について

～密漁送致件数は、過去 10 年間で約 3 倍に増加～

京都府内における密漁の送致件数は、過去 10 年間で約 3 倍(平成 19 年: 22 件、平成 28 年: 61 件)に増加しています。

平成 28 年は、過去 10 年間で最も多い送致件数となりました。

舞鶴海上保安部(舞鶴市)及び宮津海上保安署(宮津市)は、京都府漁業協同組合から取締り要請を受けていることから、引き続き、関係機関等と協力のう え、京都府沿岸部の密漁取締りの強化を図って参ります。

1 平成 28 年の送致件数・人数

61 件 42 名(前年から 30 件 11 名増(平成 27 年: 31 件 31 名))

うち、府外在住者 27 名(大阪府 13 名、兵庫県 12 名、奈良県 2 名)

2 平成 28 年の密漁物件の総量

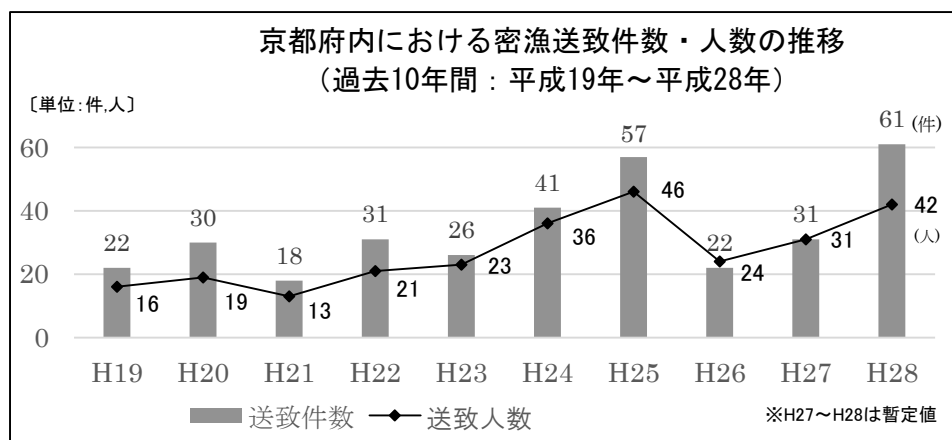
さざえ 1,065 個(59.33kg)(うち、体長等制限違反 80 個)

あわび 74 個(5.98kg)(うち、体長等制限違反 67 個)

かき 206 個(31.66kg)



3 過去 10 年間の密漁送致件数の推移



【参考】罰則

漁業法違反(漁業権侵害行為)・・・20 万円以下の罰金

京都府漁業調整規則違反(体長等の制限に係るさざえ、あわびの採捕)・・・6 ヶ月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金